

受付印

年 月 日

東京都
都税事務所長
支 庁 長 宛納税義務者 下
住 所
氏名(名称)
電話 番号

不動産取得税納税義務 免除 除 申告書

次のとおり別紙書類を添付して申告します。

土 地	所 在 地	地 番	地 目	地 積	取 得 年 月 日	
				m ²	年 月 日	
家 屋	所 在 地	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	取 得 年 月 日
					m ²	年 月 日
年 度	納税通知書 番 号	課 税 標 準 額		納 期 限	返還年月日又は 返還予定年月日	譲渡担保財産の設定者の 住所及び氏名(名称)
		税 額	額			
		円		年 月 日	年 月 日	
		円		年 月 日	年 月 日	
		円		年 月 日	年 月 日	
		円		年 月 日	年 月 日	
摘 要						

記載要領

- 譲渡担保契約書等その事実を証する書類を添付してください。
- この申告書は、条例第45条第1項又は第2項の規定により申告する際、併せて、次の規定に該当する旨を申告する場合に用いてください。
この場合において、徴収猶予の申告をする場合には「免除」を抹消し、不動産取得税納税義務免除予定申告書として、納税義務の免除の規定に該当することとなったときに申告する場合には「免除予定」を抹消し、不動産取得税納税義務免除申告書として用いてください。

地 方 税 法	附則第12条第1項・第3項	生前一括贈与に係る徴収猶予・納税義務の免除
東 京 都 都 税 条 例	第48条の4の4第1項・第2項	譲渡担保に係る納税義務の免除・徴収猶予
	第48条の4の5第1項・第2項	都市再開発法に係る納税義務の免除・徴収猶予
	第48条の4の6第1項・第2項	農業経営基盤強化促進法に係る納税義務の免除・徴収猶予
	第48条の4の7第1項・第2項	土地改良法に係る納税義務の免除・徴収猶予

- 生前一括贈与に係る不動産の取得の場合には、「返還年月日又は返還予定年月日」とあるのは「死亡年月日又は贈与税の納税猶予適用の有無」と、「譲渡担保財産の設定者」とあるのは「贈与者」と読み替えるものとし、不動産取得税納税義務免除申告書として用いるときは、「電話番号」とあるのは「電話番号
個人番号」と読み替えるものとします。
- 都市再開発法、農業経営基盤強化促進法又は土地改良法に係る不動産の取得の場合には、「返還」とあるのは「譲渡」と、「譲渡担保財産の設定者の住所」とあるのは「譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体の住所(所在地)」又は「譲受人の住所」と読み替えるものとします。
- 徴収猶予の申告を行い、その後、納税義務の免除の規定に該当することとなったときは、改めてこの様式を用いて納税義務の免除の申告をしてください。
- 東京都都税条例第48条の4の4第5項(譲渡担保関係)(第48条の4の5第2項(都市再開発法関係)、第48条の4の6第2項(農業経営基盤強化促進法関係)及び第48条の4の7第2項(土地改良法関係)において準用する場合を含みます。)に規定する不動産取得税に係る徴収金の還付の申請を行う場合には、この様式を準用してください。
この場合において、「不動産取得税納税義務免除 除 申告書」とあるのは「不動産取得税還付申請書」と読み替えるものとし、「摘要」の欄に「還付の申請」である旨を記載してください。
- 控に受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を添えて提出してください。

年 月 日

東京都

都税事務所長 宛
支 庁 長

納税義務者 下

住 所

氏名(名称)

電話 番号

不動産取得税納税義務 免除 除 申告書

次のとおり別紙書類を添付して申告します。

土 地	所 在 地		地 番		地 目		地 積		取 得 年 月 日			
							m ²		年 月 日			
家 屋	所 在 地		家屋番号		種 類		構 造		床 面 積		取 得 年 月 日	
									m ²		年 月 日	
年 度	納税通知書 番 号		課 税 標 準 額		納 期 限		返還年月日又は 返還予定年月日		譲渡担保財産の設定者の 住所及び氏名(名称)			
			税 額		年 月 日		年 月 日					
		円		年 月 日		年 月 日						
		円		年 月 日		年 月 日						
		円		年 月 日		年 月 日						
		円		年 月 日		年 月 日						
摘 要												

記載要領

- 譲渡担保契約書等その事実を証する書類を添付してください。
- この申告書は、条例第45条第1項又は第2項の規定により申告する際、併せて、次の規定に該当する旨を申告する場合に用いてください。
この場合において、徴収猶予の申告をする場合には「免除」を抹消し、不動産取得税納税義務免除予定申告書として、納税義務の免除の規定に該当することとなったときに申告する場合には「免除予定」を抹消し、不動産取得税納税義務免除申告書として用いてください。

地 方 税 法	附則第12条第1項・第3項	生前一括贈与に係る徴収猶予・納税義務の免除
東 京 都 都 税 条 例	第48条の4の4第1項・第2項	譲渡担保に係る納税義務の免除・徴収猶予
	第48条の4の5第1項・第2項	都市再開発法に係る納税義務の免除・徴収猶予
	第48条の4の6第1項・第2項	農業経営基盤強化促進法に係る納税義務の免除・徴収猶予
	第48条の4の7第1項・第2項	土地改良法に係る納税義務の免除・徴収猶予

- 生前一括贈与に係る不動産の取得の場合には、「返還年月日又は返還予定年月日」とあるのは「死亡年月日又は贈与税の納税猶予適用の有無」と、「譲渡担保財産の設定者」とあるのは「贈与者」と読み替えるものとし、不動産取得税納税義務免除申告書として用いるときは、「電話番号」とあるのは「電話番号」と読み替えるものとします。
- 都市再開発法、農業経営基盤強化促進法又は土地改良法に係る不動産の取得の場合には、「返還」とあるのは「譲渡」と、「譲渡担保財産の設定者の住所」とあるのは「譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体の住所(所在地)」又は「譲受人の住所」と読み替えるものとします。
- 徴収猶予の申告を行い、その後、納税義務の免除の規定に該当することとなったときは、改めてこの様式を用いて納税義務の免除の申告をしてください。
- 東京都都税条例第48条の4の4第5項(譲渡担保関係)(第48条の4の5第2項(都市再開発法関係)、第48条の4の6第2項(農業経営基盤強化促進法関係)及び第48条の4の7第2項(土地改良法関係)において準用する場合を含みます。)に規定する不動産取得税に係る徴収金の還付の申請を行う場合には、この様式を準用してください。
この場合において、「不動産取得税納税義務免除 除 申告書」とあるのは「不動産取得税還付申請書」と読み替えるものとし、「摘要」の欄に「還付の申請」である旨を記載してください。
- 控に受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を添えて提出してください。